

令和8年度 体罰防止のための取組

八王子市立いずみの森義務教育学校

1 体罰防止に関する基本方針

児童・生徒は、誰もがよりよく生きたいという意欲や願いをもっている。この願いを全教職員が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を進めることが大切である。児童・生徒にとって、教職員との信頼関係は、自分の考えが受け止められ尊重されていると感じられたときに築かれるものである。このことを念頭に置き、以下のスローガンの下、教職員一人一人が日々の指導の中で人権感覚を高めるとともに体罰防止に努めていく。

スローガン『思いやり・笑顔あふれる学校生活』

- ①日頃から児童・生徒とのふれあいや話し合う機会を十分にとるように心がけよう
- ②児童・生徒の考えを共感的に受け止め、分かりやすい説明を心がけよう
- ③人権感覚の向上を図るための自己研鑽に努めよう

2 組織的な指導体制づくり

- (1) いじめ・登校支援対策委員会（週1回）を活用し、問題行動が見られる児童・生徒や配慮が必要な児童・生徒について、定期的に報告・情報交換を行い、適切な指導の在り方について協議する。
- (2) 校内委員会（月1回以上）を活用し、個に応じた特別支援の在り方を情報共有する。
- (3) 教員が相互に授業参観を行い、児童・生徒理解の深化を図る。

3 研修会の実施

「体罰禁止」を教員の絶対的規範として確立することを目的とした校内研修を実施し、児童・生徒への指導の在り方を見直す機会にする。

4 体罰ゼロ宣言ポスター及び、体罰防止の「スローガン」の掲示

体罰ゼロ宣言ポスター及び、『体罰・暴言 しない させない ゆるさない 思いやり・笑顔あふれる学校生活』を職員室内の扉付近等、日常的に確認できる場所に掲示することで、体罰を根絶する指導を推進していく。

5 「体罰防止セルフチェックシート」を全教員に配布し、毎月の状況を把握

- ・全教員は、毎月、体罰防止に関する項目を自己点検し、体罰発生を未然に防ぐようにする。
- ・管理職は全教員の回答を必ず確認し、必要に応じて教員への聞き取りを行うなどの対応を行う。
- ・日常的に管理職は授業観察を行い、教職員のみならず外部人材の指導の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。
- ・自己申告に伴う面談や体罰根絶に向けた面談等で教員一人一人の体罰に関する意識について確認し、課題がある場合は確実に指導する。

6 「児童生徒性暴力防止の3ない運動」の掲示

- ・全教職員が「さわらない」「送らない」「二人きりにならない」を徹底する。
「さわらない」・・・指導に不必要な身体接触は行わない。
- 「送らない」・・・児童・生徒及び保護者に対して、個人的なメール・SNS等の送信はしない。
- 「二人きりにならない」・・・閉鎖的な状況で指導・対応をしない。
- ・児童・生徒及び保護者と教職員の恋愛関係は成立しないことを確認する。